

はすねだこども園 子育て支援事業

『すくすく・のびのびクラブ』規約

1 名称

この会は、はすねだこども園子育て支援事業で下記の通り称する。

『すくすく・のびのびクラブ』

0歳児以上の未就園児とその保護者対象とする。

2 目的

◎親子でのふれあいや季節の遊びなどを通して子どもとの関わりや保護者同士の交流を深めることを目的とする。

◎子育ての悩みを話せる場づくりや、子育てに関する情報交換、子育て相談を通してともに育ちあう関係を築き子育ての輪を広げることを目的とする。

3 定員

◎このクラブの定員を下記の通りとする。

0歳児以上の未就園児とその保護者100組

4 活動内容

◎ クラブでの遊び（コーナー遊び、季節の遊び、散歩、造形遊び、手遊び、リズム遊びなど）

◎ こども園園児との交流

◎ 子育て相談 ☆電話 随時（月～金10：00～15：00）

★面談 随時（月～金10：00～15：00）※事前に要連絡

◎園庭開放（はすねだこども園運動場の遊具で遊びます）会員外の参加可

◎はすねだ広場（はすねだこども園支援室の玩具で遊びます）会員外の参加可

5 入会及び退会

（1）この会は原則として、河西小学校区在住の、0歳から6歳までの未就園の子どもと、そのこの会の実施は、はすねだこども園とする。取り組みの内容によっては公共施設等を適宜利用するものとする。

7 経費

この会の運営にかかわる経費については、はすねだこども園が負担する。但し教材等、個人の所有になるものについては、会員から徴収する場合がある。

8 災害・事故処理

送迎及び活動内の事故は保護者の責任において処理するものとする。但し、事故発生の場合は、別に定める事故処理要綱により処理をする。

9 その他

- ・園には駐車場がないため、徒歩及び自転車及び公共交通機関にて通園できる者とする。
- ・一カ月の活動計画はすくすく・のびのびだよりにてお知らせします。このたよりは前月の活動日に各自が持ち帰り。はすねだこども園に直接来園するか、ホームページ (<http://hasuneda.jp/>)にてご確認下さい。連絡の友を通じておたよりを頼まれても構いません。また、気象警報についてですが、午前6時に滋賀県または県近江南部下に気象警報が発令された時は活動を中止としますので公共電波などでご確認下さい。
.....

はすねだこども園 未就園児クラブ事故処理要綱

事故が発生した場合は、この要綱によって処理する。

- 1、 幼児の送迎は、保護者の責任とする。
- 2、 幼児自身に起因する事故、幼児が他の幼児や園児に与えた事故は、保護者の責任において処理する。
- 3、 処理困難となる事故は、当園、その他関係機関と協議し処理する。

附則

この規約は、平成11年4月1日から施行
平成20年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年4月1日改正施行
平成25年4月1日改正施行
平成27年4月1日改正施行
平成28年4月1日改正施行
平成30年4月1日改正施行